



保 医 発 0 7 2 1 第 3 号  
平 成 2 7 年 7 月 2 1 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成27年6月22日に提出すべき平成26年4月から平成27年3月分の再照会に係るデータの提出に遅延等が認められたため、平成27年8月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

保険医療機関名	適用期間
埼玉県越谷市千間台西2-4-6 医療法人社団全仁会越谷北病院	平成27年8月1日から 平成27年8月31日まで
神奈川県横浜市泉区和泉町7838番 医療法人光陽会横浜いずみ台病院	
石川県金沢市長町1丁目5番30号 社会福祉法人聖霊病院金沢聖霊総合病院	
福井県敦賀市桜ヶ丘町33-1 独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	
福井県あわら市北潟238号1番地 独立行政法人国立病院機構あわら病院	
岐阜県岐阜市寺田7丁目110番地 医療法人和光会山田病院	

保険医療機関名	適用期間
静岡県焼津市小川新町5丁目2番3号 医療法人社団正心会岡本石井病院	平成27年8月1日から 平成27年8月31日まで
愛知県名古屋市中区三條1丁目1-10 独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院	
愛知県一宮市富田字宮東1718番地 社会医療法人杏嶺会尾西記念病院	
京都府京都市下京区西七条南衣田町11 医療法人社団 恵心会京都武田病院	
大阪府摂津市鳥飼八防2丁目3番8号 摂津ひかり病院	
兵庫県三木市志染町広野5-271 医療法人社団関田会ときわ病院	
兵庫県美方郡香美町村岡区村岡3036-1 公立村岡病院	
兵庫県神戸市北区惣山町2丁目1番1 独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院	
兵庫県神戸市西区持子3丁目2番地2 医療法人社団偕生会偕生病院	
和歌山県和歌山市新生町5番37号 医療法人了生会古梅記念病院	
鳥取県東伯郡三朝町山田690 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	
鳥取県日野郡日野町野田332 日野病院組合日野病院	
岡山県岡山市北区西花尻1231-1 医療法人社団三樹会梶木病院	
岡山県高梁市柿木町24 医療法人慶真会大杉病院	
岡山県勝田郡勝央町黒土45 医療法人さとう記念病院	
岡山県美作市明見550-1 医療法人三水会田尻病院	
徳島県小松島市中田町字新開48番地 徳島ロイヤル病院	
徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下190番地1 阿波病院	
福岡県柳川市筑紫町29番地 一般財団法人医療・介護・教育研究財団柳川病院	
長崎県佐世保市俵町22番1号 医療法人わかば会俵町浜野病院	
長崎県長崎市下黒崎町1402番地 医療法人外海弘仁会日浦病院	
大分県大分市大字佐賀関750番地の88 社会医療法人関愛会佐賀関病院	